

久留米市学校薬剤師会 年間事業計画

学校薬剤師は、学校保健における薬事衛生と環境衛生の専門家として認められ委嘱されたものであり、また、市薬の組織の中の職種部会であることも認識して、地域医療の中の学校薬剤師としての役割を遂行します。

(1) 学校環境衛生の内容の周知徹底と、学校薬剤師としての職務遂行

- a) 学校薬剤師の原点を認識
- b) 学校保健関係の専門的な職員としての立場から、執務日数の増加をはかる。
- c) 学校保健委員会活動等に積極的に参加し、その活動をより活発化する原動力とする。

(2) 学校薬剤師会事業

- 6月～7月 水泳プールの水質検査（市立：1回、県立：6月に1回、7月に1回）
- 6月～7月 学校給食調理器具等細菌検査
学校給食における定期衛生検査点検票作成
- 6月～7月 全国学校保健調査
- 6月～8月 県立学校における教室等環境検査「揮発性有機化合物」
- 7月～8月 県立学校における教室等環境検査「ダニ又はダニアレルゲン」
- 6月～9月 県立学校における二酸化炭素検査（1回目）
 - 10月 照度検査（第1回）
学校給食用器具残存物検査
学校給食における定期衛生検査点検票作成
 - 11月 学校飲料水の水質検査
- 10月～翌年1月 久留米市立「ホルムアルデヒド」及び「ダニ又はダニアレルゲン」の測定調査
- 11月～翌年2月 県立学校における二酸化炭素検査（2回目）
- 2月～3月 学薬研修会
- 2月～3月 照度検査（第2回）
保健室医薬品の検査
学校給食における定期衛生検査点検票作成